

南砺市農業委員会第 29 回総会会議録

1. 招集日時 令和 7 年 11 月 6 日
2. 開会時刻 令和 7 年 12 月 10 日 午後 3 時 00 分
3. 閉会時刻 令和 7 年 12 月 10 日 午後 4 時 10 分
4. 場 所 南砺市役所 別館 大ホール
5. 委員定数 20 名
6. 出席委員 17 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	欠	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	欠	16	岩倉 香	欠
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7. 議事日程

第 1 挨拶

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 附議議案

議案第 119 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 120 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 121 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 122 号 農地の非農地証明願いについて

議案第 123 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

第 4 報告事項

報告第 40 号 農地転用制限の例外に係る届出について

報告第 41 号 農地法第 18 号第 6 項の規定による通知書について

第 5 その他

8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 田原 雅之

副主幹 小林 由香、主任 勇崎 夏希、主事 藤坂 勇汰

9. 会議の概要

事務局長 お疲れ様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ございます。

定刻を過ぎましたが只今から、第 29 回南砺市農業委員会の令和 7 年 12 月の総会を開始いたします。

報道でもありましたが、12 月 1 日に富山県農業再生協議会が 26 年産の主食用米の生産目標について 25 年産の収穫見込みより約 1,700 トン増の 18 万 6,016 トンに設定されました。8 月に石破前首相がコメの増産、10 月に高市政権が増産路線を見直し、「需要に応じた生産」に戻すとされ、25 年産から約 36 万トンの減産の 711 万トンとされている中ではありますが、富山米のニーズが高く、増やしても売れると判断したとのこと。南砺市では、25 年産の収穫見込みより約 870 トン増の約 2 万 3,671 トンに設定されています。

また、26 年産の生産目標では、酒米やもち米、種もみなどに生産を限定した枠を初めて設けたところですが、これは全国的に日本酒や餅の原材料が不足していることから、限定枠を設定することで供給量の確保を図るねらいで、酒米などの作付けは 25 年産より約 1 割増加の見込みだそうです。

それでは、総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数 20 名中 17 名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定される定数に達しており、総会が成立することをお知らせいたします。

会議の開始にあたり、岡村会長からの挨拶をお願いいたします。続いて議事進行についてもお願いいたします。

会長 ご苦勞様です。師走に入り大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。ごさいます。

11月26日「農業者年金加入推進セミナー」、「富山県選出国會議員に対する要望・懇親会」翌日の27日には「令和7年度全国農業委員会会長代表者集会」が東京で開催され出席して来ました。

県内の國會議員8名の方々に、新たな食料・農業・農村基本計画と令和8年度農業関係予算の確保に関する要請をしてきました。國會議員の方々は、親身に耳を傾けていただき有意義な時間を過ごしてきました。

それでは、第29回農業委員会を開催いたします。

會議に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。

本日の署名委員は委員番号3番・5番の2名の方、宜しく願ひいたします。

議長 議案第119号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第119号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回7件の申請がありました。

田	17筆	21,522 m ²
畑	8筆	4,530 m ²
計	25筆	26,052 m ² です。

受付番号1番についてです。

「資料」1ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は「A」、譲受人は「B」です。

申請地につきましては、田 1筆 = 1,476 m²です。

【理由】

対象農地と隣接農地153は仲間田であり、譲渡人「A」は耕作を継続していく事が難しくなり153の所有者である「B」へ所有権を移転する申請があったものです。

事務局

受付番号 2 番についてです。

「資料」 2 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲渡人は「C」、譲受人は「D」です。

申請地につきましては、畑 5 筆 = 3,211 m²です。

【理由】

譲渡人の「C」は高齢の為、継続して耕作することが難しく地元耕作者である「D」へ所有農地の一部について所有権を移転す申請があったものです。

受付番号 3 番についてです。

「資料」 3・4 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 3 筆 = 2,879 m²

畑 2 筆 = 155 m²

計 5 筆 = 3,034 m²

【理由】

譲渡人の「E」は市外在住であり耕作する事が難しく、地元の親戚である譲受人の「F」へ所有農地の一部について所有権を移転する申請があったものです。

受付番号 4 番についてです。

「資料」 5~7 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 8 筆 = 7,408 m²

畑 1 筆 = 1,164 m²

計 9 筆 = 8,572 m² です

【理由】

譲渡人「G」は、対象農地以外の地域に在住し農地の維持管理等、難しく地元耕作者である「H」へ所有農地の一部を移転する申請があったものです。

受付番号 5 番・6 番についてです。

「資料」 8~9 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 3 筆 = 3,009 m²です。

事務局

譲渡人「I」と受付番号 5 番の譲受人「J」の関係は「孫」で、受付番号 6 番の譲受人「K」との関係は「孫の嫁」という続柄であり譲受人双方は夫婦であります。

譲渡人の農地の一部を、譲受人の双方へ所有権を移転する届出があったものです。

受付番号 7 番についてです。

「資料」10 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 2 筆 = 6,750 m²です。

【理由】

譲渡人は「L」、譲受人は「M」です。前回 R6. 1. 31 日に同様の内容で許可をしております。この後、5 条（一時転用）として審議される案件に附随するもので、地上権の設定をするものです。

また、5 条（一時転用）申請の許可と同日付けの許可となります。

1～6 番の案件については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

7 番の案件につきましては、所有者が同意すれば許可されるもので一時転用許可が下りれば、許可要件を満たしていることとなります。

以上です。

議長

7 番の案件につきましては、5 条の一時転用と連動しており後程、一緒に審議したいと思えます。1～6 番の案件につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

（異議なし）

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 119 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

議長

全員挙手により、1～6 番につきましては原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 120 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 120 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 2 件の申請がありました。

田 3 筆 273 m²です。

受付番号 1 番についてです。

「資料」11 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 1 筆 = 118 m²です
転用目的は「農業用施設敷地」です。

申請者「N」の娘夫婦は、既存施設と隣接農地に分家住宅建設を予定しており、既存施設で農業用品や、自家用車 2 台を保管している、倉庫兼車庫を取り壊すことになった。

既存施設にあった物を保管する、車庫を建てたいとの事で申請があったものです。この後 5 条で、附随した案件が出ます。

受付番号 2 番についてです。

「資料」12 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 2 筆 = 155 m²です
是正案件であります。転用目的は「住宅敷地」です。

申請者「O」について、所有する土地を調査したところ、住宅敷地として利用している部分が農地に越境していることが判明。越境部分には納屋・車庫・蔵が建設されており今後も、生活する上で必要となる事から是正案件として申請があったものです。

農地区分につきましては第 1 種農地、許可基準は受付番号 1 番は「農業用施設」・受付番号 2 番は「既存地拡張」という事で判断しております。以上です。

議長 以上の案件につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員▲ 受付番号1ですが、転用目的「農業用施設敷地」とありますが、何の為に必要なのですか？

事務局 既存施設に、娘夫婦の住宅建築を予定しており場所を移し建替えという事です。

委員● 既存敷地には、農機具等を保管している納屋兼格納庫がありますが娘夫婦の住宅を建てたいとの事で、住宅入口へ場所を移し新築の建替えという事で聞いており、補足いたします。

委員▲ わかりました。

議長 他に何かご意見はありませんか

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第120号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第121号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第121号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請がありました。田 4 筆 355.597 m²です。

受付番号 1 番についてです。

「資料」13 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

先程の 4 条の受付番号 1 番に附随する案件です。

譲受人「P」、譲渡人「N」です。

転用目的は「住宅敷地」です。

【理由】

譲受人「P」は譲渡人「N」の娘で、現在は夫婦で市内アパートに居住しております。将来、子供ができた際に実家両親の協力を得たく実家近くに、自己所有の住宅を建てたいと申請があったものです。

受付番号 2 番についてです。

「資料」14 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

こちら、4 条の受付番号 2 番に附随した協議がありました。

譲受人「Q」、譲渡人「O」です。

転用目的は「住宅敷地」です。

【理由】

譲受人「Q」は譲渡人「O」の息子で現在、市外アパートに夫婦と子供の 3 人で居住しております。子供の保育園や小学校等、将来の事を考え定住先を検討した際に、譲受人「Q」は出張が多く、家を空ける事が多い仕事であり、実家両親の協力を得たいという事で申請があったものです。

受付番号 3 番についてです。

「資料」15 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

譲受人「M」、譲渡人「L」です。

転用目的は「営農型太陽光設備設置（一時転用）」令和 8 年 1 月 31 から令和 10 年 1 月 30 日で期間は 2 年間です。

こちらは「令和 6 年 1 月 31 日」許可済で、2 年間の一時転用の許可期限がきれるということで、再許可の申請です。

下部の農地における作付け作物は「さつま芋」です。

事務局

一時転用許可期間中、栽培実績及び収支の状況を翌年の2月末日までに、農地転用許可権者（県知事）に報告するものとあり、令和6年度の報告が令和7年2月17日にありました。

報告時点の現況は、太陽光発電設備の架台の準備段階で、機械を入れるための整備や土壌硬度確認の必要があり許可がおりてから、これまでに作付けはしていない。今後の計画は、令和7年4月半ばから順次さつま芋の植付を開始し、10月上旬には収穫を行う。収穫完了後、10月下旬頃から追尾架台の建設に着工すると報告がありました。

11月6日に対象農地の現状を事務局の方で見てきました。農地については対象農地2筆共、さつま芋を耕作し収穫した形跡は確認できました。尚、支柱を建てる工事も業者が取り組んでおりました。

今年度の栽培実績及び収支の状況は未だ提出はありませんが、今年度の収穫量を確認すると15tで内訳は、紅はるか8t・安納芋6t・シルクスイート1tという事です。

流通先については、道の駅福光・食べチョコ・個人顧客との事です。

その他、保険関係を確認するとパネルが建ってから保険に加入できるとの事で、万が一の場合は加入保険で対応するとの事です。至急対応が求められる場合、内容によっては「M」の資金で対応する事も検討しているとの事でした。

また、大規模な太陽光発電設備は、防災や自然環境等に大きな影響を及ぼすことがあり、全国的にも設置事業者と地元住民とのトラブルが増加しています。

この状況を受けて、太陽光発電事業との共生、良好な自然環境や景観の保全、市民生活の安全を確保するために、「南砺市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」が制定され令和7年8月1日から施行しました。

今回の申請については、施行日前に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の認定を受けた事業または工事に着手した事業であり申請は適用されません。

ただし、施行日の前に着手または設備設置済みの事業であっても、事業譲渡などの事業計画の変更や事業を廃止する場合には、手続きが必要になります。

パネルの詳細については、パネルサイズ 2279×1134
追尾式架台一台1本あたり 6×3=18枚で構成
追尾式架台 48基 設置

事務局 影の影響については、追尾式架台でアゴリズムを設定しており、通常の栽培と変わらない仕組みを取り入れているとの事です。

農地区分につきましては受付番号1番・2番については「第1種農地」、許可基準については「集落接続」・ 受付番号3番については「農用地」、許可基準については「一時転用」という事で判断しております。以上です。

議長 以上の案件につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

委員◆ 各地で、太陽光の設置が設けられているが10年後や20年後はどうなっていくのか心配である。

委員● さつま芋の収穫量について、多い・少ないの感覚がよくわからないが許可基準等を満たしているのか？

委員■ 更新期間については、なぜ2年毎の更新なのですか？

事務局 下部の農地活用状況は平均的な単収と比較して、おおむね2割以上減少しないこととなっております。契約の関係で、2年更新と思われま

委員★ 前回の許可の審議の際は、色々ありましたが一時転用（2年）許可しているものに対し、期限が切れるという事で更新の申請で一度許可し尚且つ、農地は耕作しており収穫実績もあるので、更新について問題はないかと思

実績報告に、さつま芋の流通先の数量明細等を添付させたり今後も、しっかり経過を見ていく必要があると思いますので、今年度の実績報告には明細書を添付させるように指導し継続して見守る必要があると思

委員▽ さつま芋の収穫については総勢20人程でされており、事務局から説明がありましたが太陽光の基礎工事の実施は把握しております。簡単ではありますが、状況報告の補足でした。

議長

他に何か、ご意見ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 121 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 122 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思いま

事務局

議案第 122 号、農地の非農地証明願いについてでございます。

「資料」10 ページから 19 ページの位置図も併せて御覧下さい。

今回 2 件の申請がありました。

●地区	畑	1 筆	122 m ²
▲地区	田	1 筆	208 m ²
合 計		2 筆	330 m ² でございます。

受付番号 1 についてです。

位置は町部で、以前に火災があった場所で蔵が建っており消失し更地になっている状況でした。

受付番号 2 についてです。

山中にある農地で、昭和 20 年程まで作付けしていたが、山林原野という状況でした。

よって、受付番号 1 は「宅地」、受付番号 2 は「山林」と判断しております。

以上です。

議長 それでは、議案第 122 号 農地の非農地証明願いに対する意見決定について、賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

事務局 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 123 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

議案第 123 号についてです。
資料 11 ページをご覧ください。

今回は、12 月分として田	745 筆	1,424,934.00 m ²
畑	7 筆	6,286.00 m ²
雑種地	14 筆	16,321.00 m ²
合計	274 件 766 筆	1,447,541.00 m ² です。

これらの提出のあった農用地利用集積等促進計画について、承認を求めるものです。

詳細については、12 ページ から 21 ページ をご覧ください。

番号 132 番以降が、●▲■2 期地区で行われる県営の農地中間管理機構関連農地整備事業に係る申請です。採択要件に、事業対象農地はもれなく農地中間管理権が設定されていること、その設定期間が事業の公告日から 15 年以上あることなどがあるため、元々農地中間管理事業による利用権設定があった筆も、この要件に合わせるため一度解約して設定を申請しています。

また事業後に農用地となることから、対象となるエリア雑種地にも利用権を設定するものです。

以上です。

議長 ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 123 号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。次の協議へ進みます。

報告第 40 号 農地転用制限の例外に係る届出について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 40 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は 1 件の届出がありました。

申請人「R」さん・譲渡人「S」さんです。令和元年 11 月 1 日総会で同、申請地について 9 m²を転用目的「携帯電話基地局無線通信機設置」のため、賃貸借契約にて届出があり転用しております。

今回、対象農地について装置の増設をしたいとの事で 3 m²追加の内容（電源箱を置くスペース）で届出があったものです。着工予定の期間は、令和 7 年 11 月 25 日から令和 7 年 12 月 26 日までとなっております。

つきましては、農地法第 5 条 第 1 項 第 8 号の農地転用の為、権利移動の制限の例外に該当し、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは、中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは、索道の敷地に供するため、第一号の権利を取得する場合は報告することとなっております。このことにより、今回の届出につきまして、ご報告申し上げます。以上です。

議長 ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしく願いいたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

（特になし）

議長 報告第 41 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 41 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 119 件の届出がありました。
面積については田（デン）395,523 m²です。

こちらは、議案の 25～43 ページに明細を記載し備考欄には、合意解約理由を記載しております。
以上です。

議長 ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願
いいたします。

ほかに何かご意見はございませんか。

（特になし）

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局 その他案件について、3 件ございます。

- ・意見交換会について
- ・12 月 19 日支払予定の報酬等について
- ・地域づくり協議会全体会に「農業委員」・「農地利用最適化推進委員」の推薦依頼について

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長

次回の総会は令和8年1月7日（水）午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

以上で、南砺市農業委員会第29回総会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後4時10分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長